

Office of Labor Standards (OLS、労働基準監督署) のミッションは、思慮深いコミュニティとビジネスの取り組み、戦略的な施行、革新的なポリシーを通じて、人種と社会正義への取り組みとともに労働基準を向上させることです。



本ポスターは職場の目に見える場所に、英語および従業員が話す言語（場合によっては複数言語）で掲示する必要があります。Office of Labor Standardsでは通訳および翻訳サービス、お身体の不自由な方への対応を提供します。

年度ホテル付随事業従業員の権利に関する通知

適用の有無

「ホテル付随事業」とは？

ビジネスが、ホテルと次に挙げる種類の関係が1つでもある場合はAHBとなります。

1. 定期的にホテルと契約し、利用客に サービスを提供している
2. 利用客にサービスを提供するために ホテル敷地内のスペースをリースしている
3. ホテル内に入口があり、利用客や一般客に飲食物を提供している

対象となるサービスは、ホテルが短期間の宿泊を提供することに付随して提供されるもので、飲食、レクリエーション、会議室、コンベンション、ランドリー、駐車場などが含まれます。

ビジネスがAHBであるかどうかに関する詳細については、Office of Labor Standardsのウェブサイトを参照してください。

暴力からの保護

利用客による暴力や嫌がらせ行為から従業員を保護します

適用される方

客室数が60室以上のホテルと関係するAHBの時間給従業員

従業員には次の権利があります。

- 客室での作業中または客室に荷物を届ける際にパニックボタン（ホテル供給）を利用できる
- 宿泊客の暴力や嫌がらせ行為を雇用主に報告できる
- 宿泊客からの暴力や嫌がらせ行為からの保護を受けられる
- その宿泊客が暴力や嫌がらせ行為で通報されている場合、ホテルの客室での作業または客室への荷物の配達の担当を外れることができる

従業員が利用客の暴力または嫌がらせ行為の被害者である場合、次の権利があります。

- 希望する別の作業場に異動する
- 有給で警察および従業員が希望する支援者に相談する
- サポートサービス、リソース、および/または紹介で King County Sexual Assault Resource Center を利用する電話番号（24時間対応）：1-888-998-6423
- Revised Code of Washington（ワシントン州法）7.69.030で提供されるように犯罪被害者の擁護者を利用する

医療へのアクセス

雇用主は医療費を支払う義務があります

適用される方

(1) 客室数が100室以上のホテルと関係する、従業員50名以上のAHBで働き、（2）毎月平均80時間以上勤務する時間給従業員。スーパーバイザー、マネージャーまたは労働関係に関する管理ポリシーを決定する立場の特定の従業員には適用されません。

従業員には次の権利があります。

- 雇用主が負担する医療費を通じた医療への改善されたアクセス
- 雇用主は次のいずれかの方法（複数可）で医療費を支払います。
 - (1) 通常の所得の支払い
 - (2) 雇用主が提供する医療保険の支払いおよび/または
 - (3) 税制優遇の健康保険制度への支払い（医療費貯蓄口座など）

各暦年のレートは前年の6月30日までに発表されます。最新のレートはQRコードをスキャンするか、こちらをクリックしてください。



雇用の維持

ビジネス所有者変更後の従業員の維持が要求されます

適用される方

(1) 客室数が60室以上のホテルと関係する、従業員50名以上のAHBで働き、（2）AHBが売却される前に最低30日間そのAHBで勤務していた時間給従業員。スーパーバイザー、マネージャーまたは労働関係に関する管理ポリシーを決定する立場の特定の従業員には適用されません。

従業員には次の権利があります。

- ビジネス所有者が変更する旨の通知を受ける
- 次の雇用主からの採用通知を受け取る（年功序列に基づく採用）
- 解雇の正当な理由がある場合や、レイオフ（年功序列によるレイオフ）の必要がある場合を除き、新しい雇用主のもとでの90日間の雇用
- 90日目の業績評価

各法律の適用日の詳細についてはウェブサイトを参照してください。

従業員としてのあなたの権利を知りましょう

報復の禁止:これらの法律は権利を享受または行使することに対する報復から従業員を保護します。

苦情を申し立てる権利:従業員には、雇用主がこうした法律に違反する場合、OLSに苦情を申し立てるか裁判を起こす権利があります。

連絡先:
OFFICE OF LABOR STANDARDS

雇用主
コンプライアンスの遵守への支援
を得て、および/または研修を受ける

従業員
OLSに苦情を申し立てるか
裁判を起こす

206-256-5297
www.seattle.gov/laborstandards